

第116号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月19日提出

神戸市長 久元喜造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1， 2 [略] (新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)	附 則 1， 2 [略] (新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)
3 第13条の規定にかかわらず、当分の間、新型コロナウイルス感染症（ <u>病原体がベータコロナウイルス属</u> のコロナウイルス（令和2年1月に、 <u>中華人民共和国から世界保健機関に</u>	3 第13条の規定にかかわらず、当分の間、新型コロナウイルス感染症（ <u>新型コロナウイルス感染症を指定</u> 感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する

対して、人に伝染する能力を有する
ことが新たに報告されたものに限
る。）である感染症をいう。）から
市民の生命及び健康を保護するため
に緊急に行われた措置に係る業務で
あって規則で定めるものに従事する
職員に対し、感染症予防業務手当を
支給する。

4，5　　[略]

新型コロナウイルス感染症をいう。）
から市民の生命及び健康を保護する
ために緊急に行われた措置に係る業
務であって規則で定めるものに従事
する職員に対し、感染症予防業務手
当を支給する。

4，5　　[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項から第5項までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため。